政　治　倫　理　条　例　検　討　会　会　議　録

１　開会年月日

令和８年９月１０日（木）

２　開会場所

委員会室

３　出席委員（１４名）

会　　長	名　取　顕　一
副 会 長	田　中　香　澄
議　　員	高　山　かずひろ
議　　員	石　沢　のりゆき
議　　員	豪　一
議　　員	浅　川　のぼる
議　　員	山　田　ひろこ
議　　員	宮　本　伸　一
議　　員	海　津　敦　子
議　　員	たかはま　なおき
議　　員	金　子　てるよし
議　　員	白　石　英　行
議　　員	上　田　ゆきこ
議　　員	浅　田　保　雄

４　欠席委員（１名）

議　　員	宮　野　ゆみこ

５　委員外議員

議　　長	市　村　やすとし
副 議 長	高　山　泰　三

６　出席説明員

な　　し

７　事務局職員

事務局長　　佐久間　康　一

調整担当主査　　下　笠　由美子

庶務係主査　　牧　野　礼　奈

議事調査主事　　眞　鍋　由起子

８　協議事項

(1)　本日の付議事件

協議事項１　政治倫理条例の検討目的及び策定の方向性

協議事項２　文京区議会議員政治倫理条例について

(2)　その他

午後　３時０５分　開会

○名取会長　それでは、皆さんおそろいですので、ただいまより政治倫理条例検討会を開会させていただきます。

議員の出席状況ですが、宮野議員は産休により欠席となっております。

オブザーバーとして、議長、副議長に御出席をいただいております。

○名取会長　本日の検討会の運営についてですが、本日の検討会は、協議事項が２件です。約１時間を目途として議論していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○名取会長　それでは、協議事項に入ります。

協議事項１、政治倫理条例の検討目的及び策定の方向性ということで、まず、政治倫理条例の検討目的及び策定の方向性を議題とさせていただきます。

前回、皆さんから、政治倫理条例を検討する目的や条例策定の方向性について御意見を伺ったところです。今回を含め、今期は検討会があと３回あります。会長といたしましては、今期では、政治倫理条例全体について、一通り皆様の御意見を伺いたいと考えております。今回は、まず前回の振り返りとして、第１回目と第２回目の意見をまとめたものを作りましたので、事務局より御説明をお願いいたします。

○事務局　それでは、資料１、政治倫理条例検討会第１回及び第２回の意見まとめを御覧ください。

こちらは、第２回の意見を中心として、第１回からの意見をまとめたものとなります。

第２回の検討会では、政治倫理条例を検討する目的や条例策定の方向性について意見を伺いましたので、内容が多岐にわたっておりました。そのため、１人ずつの御意見ではなく、項目ごとに意見をまとめております。

１、条例策定の目的について、第２回検討会では、(1)区民からの指摘や議会での具体的な問題を踏まえ、文京区議会が自ら政治倫理を示し、区民の信頼を得る機会として条例を検討し、策定していく。

(2)「文の京」自治基本条例第24条を出発点とする。

(3)自治基本条例は、基本的な理念を示すものであり、政治倫理条例では、議員の具体的な行動基準やどの程度の実効性を持たせるかを定める。

の主に３点の御意見をいただいております。

また、第２回検討会の御意見の次に、第１回検討会の御意見を２点記載しております。

次に、２、条例の対象とする具体的な行為では、検討会の中で出された事例について、(1)発言・情報発信の適正化、(2)無許可の宣伝行為の禁止、(3)金券・寄附・贈答品等の授受の禁止、(4)地位・権限の不正利用の禁止、次の２ページの(5)不当な口利きの禁止、(6)利害関係のある案件への関与制限、(7)兼業・契約・役員就任の制限、(8)ハラスメント・暴力等の禁止の８つの項目に分類しております。

以降同様に、３、倫理と法律・罰則の関係、４、公平性・客観性の確保、次の３ページの５、審査会・申立て、６、条例案の作成方法、７、スケジュール・議論の進め方、次の４ページの８、政治倫理条例に関する研修の内容・実施時期、９、パブリックコメントの必要性として、まとめております。

説明は以上です。

○名取会長　今、事務局から御説明していただきましたけれども、前回は、条例作成の目的について皆さんで共有をさせていただいたところであります。会長としましては、この資料の１、条例策定の目的に記載されている四角に囲んである３点を軸に、条例の核となる具体的な政治倫理基準、資料（第１回の資料３）、政治倫理条例の構成例の５、政治倫理基準から議論を進めていきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

宮本委員。

○宮本議員　委員長、ありがとうございます。

そうすると、２、３、４のところは、また今後に検討するということでよろしいでしょうか。

○名取会長　そのとおりであります。

上田委員。

○上田議員　一応この２、３、４も、今日時点での何かこの資料に対する考えというか、思いは、まとめては、まとめてというほどまとまってないんですけど、考えてはきたんですけど、今日はやらないということですか。

○名取会長　それは、議論の進め具合で、時間がその１時間の中で収まれば、発表していただく機会はあると思います。

（「承知しました。ありがとうございます」と言う人あり）

○名取会長　では、白石委員。

○白石議員　すみません、議論を進めていくのはいいんですけど、第１回目、第２回目と通じて、文京区独自性があるというか、いろんな事例を出して御議論いただいて、皆さん真摯にここで御議論いただいていることには、私も同意して、頑張りたいなと思っていますけれども、いろんな事例がある中でやっていかなきゃいけないという中で、今般の幹事長会でいただいた議会への声で、また、この政治倫理に払拭するような案件について御意見をいただいていますよね。今日、資料を頂きましたけど。だから、その案件はどういうふうに、私たちは一方でここで倫理をつくろうと、頑張ろうと、政治倫理をつくろうという中で、そういう平行して出てきている案件について、適正に対応していかないと、文京区議会って何なんだというふうに思われがちだなというふうに今日思ったんですが、その辺は、幹事長会に出てない身としては、そこまで分からないんですけれども、どのように運営をされていくのか。私としては、それはきちんと議論はされる場があった上で、私たちはこの政治倫理について詰めていきたいなと思っているんですけど、その辺はどうなんですかね。

○名取会長　上田委員。

○上田議員　まさに私も、議会の声がとても多いんですけれども、その中で、これは議会に送られるべきものなのかなというのがちょっと疑問に思うような内容のものもあるので、むしろそれを取り上げるべきかどうかというよりも、そういったことは議会で取り扱うものではないものなんじゃないかということについても明らかにすべきじゃないかと思って、ちょっと考えてきました。

○名取会長　ありがとうございます。

白石委員。

○白石議員　補足なんですけど、どれが事実で、どれが事実じゃないか分からないんですが、

要は、文京区議会自体に関係なければ、それぞれ各民事でやってもらえばいいと思うんですが、今回の件、ちょっと私、気になっているのは、先般、議会フロアにおいて、受付の皆さんも御迷惑したような案件が出ていたり、決して当事者同士だけでの話ではないのかなというふうな認識もあって、それとこれとが一致するかどうか分からないんですけど、そういう観点から見ると、何かが起きているんだろうというふうにしか認識できないので、その辺のことは、文京区議会としても認識しながら、この政治倫理を進めていきたいと思っていますが。

○名取会長　海津委員。

○海津議員　委員長に一つ御確認させていただきたいんですけど、政治倫理条例は、議員の生活上の道徳まで審査する条例ではないと私は理解しているんですけど、それでよろしいですかね。それとも、公職者としての地位、権限、職務に関わる倫理を確保する条例だと私は思っているんですね。この境界をちゃんと決めていかないと、先ほど上田委員がおっしゃったように、個別事例を並べて条例の射程を際限なく広げることになると思うんですよね。やはりそこのところ、例えばハラスメントとか暴力とか、そういうことは同列に不倫とは違うと思いますし、だからそこのところ、私たちは、議員のところまでを公的に審査していいのかということをきちっとやっていかないと、根幹にこれ関わる部分だと思いますので、そこは明確なものをもって進めていくべきだというふうに私は……。

○名取会長　まさに今、海津委員がおっしゃったとおり、そこの基準をこの検討会でどこまで我々がお互いを、規制という言い方はおかしいんですけれども、ルールとして作っていけるかというのを、まさにここで議論していただいて、着地点を見つけたいなと私自身は思っております。

ですから、今回の今起こっている事例につきましても、この検討会でする話は、これから未来に向かって、文京区議会の議員としての資質をみんなで検討していこうということですので、今、起こっている事例につきまして、議会が巻き込まれていることであれば、これは議長の下に幹事長会等で議論していただければいいのかなと。ここでする議論じゃないだろうなと私自身は思っているところなんですけれども、いかがですか、議長。あ、金子委員。

○金子議員　今、白石委員が言われたような、区民の声に出ていることについては、うちの会派としては、幹事長会で、この間、この政治倫理の検討会をつくるに当たっての議論と同様に、その当事者となる議員もしくは会派があるわけですよね。幹事長会に出てくる資料については、当事者の名前に相当する部分については伏せられているので、具体的にそこで個別

に話したわけではないんだけれども、やはりその中には暴力行為などもあったというようなことの区に意見もありましたので、この検討会ができるに至った経緯の中で、大体、対応の方法としては、自らその委員の方ないしは会派の方が議長にそのことを申し出る、もしくは、それはこれからの議論になりますけれども、倫理規範と法令上の規範との境目みたいな問題ももちろんありますから、境目という点でいえば、法令に触れるというふうに自ら判断、その当事者の方ないしは会派の御判断で構いませんけれども、警察などにも相談し、その経過について議長に報告するという対応が取られてきたというふうに思うんです。

ですから、たしか前回の幹事長会ですけれども、うちの会派で申し上げたのは、直近出ている区民の声については、該当する会派の方がそういう対応を取られて、で、議長に報告するなどの対応を取ってほしいというふうに、うちの会派としてはそう申し上げております。ですから、その対応がどう取られたのかということについては、今日の幹事長会では特段ありませんでしたので、今、対応中なのか、もしくはそういう対応を取られていないのか、どちらかだというふうに思います。

いずれにしても、その直近出ている部分については、この場で具体的にやるんじゃなくて、そういう対応を取られた上で、そういうことも念頭にこの議論をさらにやっていくということはあると思いますけれども、今日、むき出しにそのことを全部議論する場ではないと思いますけど、ただ、現実そういうことが起きているので、現実に、今まで取られてきた議長ないしは警察への対応というのは、取られたということが、幹事長会などに報告されないと、やはり区民の目からいって、一体この倫理条例の検討会は何なんだというそしりは免れないというふうに思うんですね。だから、該当する議員ないしは会派の方は、そういう対応を取っていただきたいというふうに私たちとしては考えます。

○名取会長　海津委員。

○海津議員　今回、区民の議会への声が寄せられたところを読ませていただいています。この中って、幾つも何か混在しているように思うんですよね。法律上で既に規制されている行為、それから議員の職務倫理ですよね、本当に曖昧なものではなくて、一定、規制すべき行為、議会内ルールで対応すべき行為とか、純粋な私生活、道徳上の問題とかが、何か混在していて問われているような気がするので、ここのところは、会派がするにしても、純粋な私生活やそこの部分を会派が何かを言うとか調べるとかいう問題ではないし、やっぱりそこまでしていくと、政治倫理条例自体が本当に議員の品位や信用を損なう行為という、もう本当に大まかな、この文言というか、すごく危険だと思うんですよね。何でもそれにされてしまって

やっていかれる危険もあると思うので、そこはしっかりと、今、金子委員が言ったことも含めてですけれども、対応というのは大事にしていきたい。だから、分けるべきもの、最初に戻りますけれども、この目的というものは、品位とかそういうことではなくて、どこまで公的に、本当に議会として公的に審査をしてよいものなのかという具体的なものがちゃんとあっての出発点になるべきだというふうに私は思いますので、そこはぜひ考えていっていただければいいなというふうに思っています。

○名取会長　それでは、市村議長。

（発言する人あり）

○名取会長　では、白石委員。

○白石議員　ちょっと議長、まあ、皆さんおっしゃっているのはもう当然の話だというふうに思うんですけど、今、会長のほうから、議事を進めていく上で、一番最初の大事な目的の提示があって、１回目には、区民から疑念を持たれない議会運営をと。そこから第２回目では、文京区議会が自ら政治倫理を示し、区民の信頼を得る機会というふうな目的を定められて、大賛成なんですよ。だから、今回の案件が、どのような対応を図っていくかというのも見られているという中で、ここで議論しなくても、きちんとその議論を進めていくための場所が必要なんだろうなと。それが幹事長会なのかは分かりませんが、今現在としての、逆に進捗状況を議長にお聞かせいただけるとともに、この取扱いをどういうふうにして、平行して、まあ、うちらが、この場でもしやるんであれば、個人情報が入るから、それをどうするんだと、またいろんな議論にもなるだろうし、そういう中で、どういうふうに取り扱うおつもりなのか、ちょっとお聞きしたいなと思って……。

○名取会長　はい……。

（「おれ、議長に聞いているんだもの」「分かりました。ただ、加えて……」と言う人あり）

○名取会長　海津委員。

（発言する人あり）

○名取会長　では、先に議長。

○市村議長　まさしく、今、白石議員がおっしゃったように、当初、文京区らしい倫理条例って何なんなのという話から始まって、海津議員も、倫理条例、倫理というものはあやふやなものだ、ちゃんと規律にのっとってやるべきだという、そういう話ですよね。

私は、そうじゃなくて、もちろん規律違反はもう当然罰せられなくちゃいけないけれども、

倫理というのは、やっぱり当初に目的にあったとおり、議員の資質、品位、それが落ちるということは、規律違反よりも僕は大切にしなくちゃいけないものだと、私自身はそう思っています。

だから、両方大事です。規律違反だから罰するんじゃなくて、やっぱり議員としての品位、資質に劣る、そういう行為をした場合には、しかるべき、やはり議会に報告するなり、皆さんの議員の意見を聞いて、それなりの処置をすべきだと、私自身は今そう思っています。両方とも大切であると。

それを、まさしくこれから名取委員長を中心にやっていこうという段階でございますので、それをしっかり議論していただいて、ただ、先ほど委員長から言われた、今、いわゆる区民の声で出ている案件をこの場で、今、立ち上げる最中だから当然できないですよね、その議論は。だから、私も、幹事長会もしくは副議長にお願いして幹事長懇等でしっかりと忌憚のない、幹事長懇は忌憚のない意見が交わされる場でもありますので、どちらかでしっかりとその点も議論していくべきだなと思っています。

あと、要するに、数日前に、今、白石さんが言ったとおり、議会にある方が押しかけて大声を上げてということ、私も聞きました。はっきり言って、事務局にも御迷惑かけたと思うし、議会全体にも不安の声も広がったと思うし、私自身にも、どうなっているんだという意見も来ております。ですので、今のところ、そういう事例が、確かに迷惑をかけているので、昨日、区民の声があったので、当事者と思われる２人を議長室にお呼びして意見を聞きました。これどうなんですかということで、本人は、これはそういう行為はございませんということでありましたので、だけども実際にこういう事例がもう起きている、議会でね、大声を上げて大騒ぎして、なっているので、そのことはやっぱり、その事件としては、議会外の話かもしれないけど、実際にもう議会に及んじゃっているので、しっかりとその辺は対応していただかなくちゃ困るということは、本人にも言いました。

で、これからは、ですから、プライベートであっても、しっかりとそういう区民の声があるのであれば、そのプライベートの相手方ね、苦情が来ているわけだから、それに対してしっかりと対応できる体制を取っていただかないと困るということは、本人にも申し上げさせていただきました。今日の幹事長会では、その話、出ましたけど、各会派の幹事長会からは何もありませんでしたけど、昨日、私は、お２人には意見聴取させていただいておりますので、私としては、そういう意見で両方とも大事だということ……。

○名取会長　白石委員。

○白石議員　議長、ありがとうございました。今、はっきりしたのは、うちの、その名指しで言われている方が、事実とは違うということで、議長に報告なされたということで、安心しました。

で、それが、今回、第２回目で示した文京区議会が自ら政治倫理を示す、そこだと思っているんですよ。私達が自らこの件はどうなっているんだろうと。その後は、本人同士の関係であれば、それでいいんだろうけれども、ただ、今現在、私たちにはそういう情報がなく、ああいう御意見の区議会へのお声でいただいたので、その件について、今の事実はそういうことだということが分かったので、今後、動きがあるのであれば、その辺は同じように自ら政治倫理を示していただけるように、そちらのほうは行っていただいて、私たちは、今あるこの課題を乗り越えて、つくっていきたいと思っています。

で、一番最初に言いましたけど、文京区議会は、他の自治体の政治倫理条例と違って、事件があったわけじゃない。指摘があったものが多くあって、それについて、警察署まで行ってくださいよというようなお話もして、その後、警察マターになっている案件がいっぱいありますよという中で、みんなそろそろ１回自覚をしたほうがいいのではないかというところで、多分立ち上がって、皆さんの御同意をいただいていると思うので、その辺をさらに詰めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○名取会長　海津委員。

○海津議員　委員長には、しっかりと分けていただきたいのは、道徳的に批判されること、それから議会という公的機関が調査、審査することとは別問題と思うんですよね。そこをはっきりと私たちが持っていないと、何もかもが倫理に係るといって、倫理条例に係ってくるとか、議会の信頼、品位とかを落とすということで、何もかもが議会の調査や、それから審査に当たってしまうという、これは非常に危険な、恣意的なものも入ってくる可能性はゼロではないと思いますので、道徳的な批判され得ることとのしっかり分けていっていただくということは、ここのベースにしていただかないと、私は怖いと思っていますので、当然、倫理と……議会は公的な機関です、そこをしっかりと中心に据えていただくというのは大事だと思いますので、重ねてよろしくお願いします。

○名取会長　海津委員の言っていることももちろん分かるんですけれども、もちろん、私たちが個々人の議員のプライベートまで手を突っ込めるようなことは考えてはいません、そこは。ただし、今回の事例につきましては、議長なり議会事務局なり、いわゆる議会の中を巻き込んでしまっているというのが今の現実であります。そういった意味では、幾らプライベート

な行動だ、これは議論すべきじゃないというお話があったとしましても、現実問題として、議会筋にいろんなことで直接もう入ってきている話ですし、議会事務局にまで足を運んでいただいているという事実もございますので、そういった意味では、ちょっと事例が違うんじゃないかなと。プライバシーに突っ込もうなんていう気はもちろんさらさらないですし、そこは。

たかはま委員。

○たかはま議員　すみません、ちょっと今の話に反論じゃないんですけれども、意見させていただきたいと思うのが、騒げば取り上げてもらえるという事例にしちゃいけないなというところは気をつけなきゃいけないなと思うんです。先行事例を見ると、豊島区と江東区では、倫理基準のところに、区政運営もしくは議会運営に著しく影響を与えるものであってということで、倫理というものを定義しているんですね。その「著しく」というところが、議長のところに直談判したから影響があるんだというふうにしてしまうと、その声の大きさで決まってしまうということがあると思うんです。なので、何かが今後起こったとして、これまでもそうですけれども、それが議会の話なのか、それともプライベートなのかというのは、客観的に分ける必要があるのかなというのは、伺っていて思いました。これからしっかり考えたいなと思います。

○名取会長　山田委員。

○山田議員　ちょっと先ほどから聞いていまして、プライベートなことにどこまで突っ込んでいいのかみたいな、海津委員からそういった意見というか、指摘がありましたけれど、我々の仕事って、こうやって公人になる前は普通の人であって、選挙に出るときに、普通の人の我々を有権者が見て、それで選ばれてきたはずなんですよ。で、そのときに、プライベートはどうでもいいやというような、皆さん生活は別にしてないはずなんですよね。やっぱりかなり意識しますよね。もちろん、まだ議員にはなってないから、提灯とかは掲げたりとか、供花等はしなくても、さすがに不倫で問題になっちゃっている人が立候補はしないはずなんですよ。それがいきなり議員になったからといって、公人であることと私的は何か分けて考えたほうがいい的に私には聞こえて、逃げているように聞こえちゃうんですよ。

それはやっぱり違うし、倫理というのは、例えば、ごめんなさい、不倫という言葉、何回も使っちゃいますけど、分かりやすいので。不倫には、相手があるんですよね、家族があって、どう考えても、不幸を招くとか、公職選挙法で、自分だけが反省して自ら正しますで済む問題ではないというところは、私は一緒にしちゃいけないんじゃないかなというふうには

思うので、どうしても逃げているようにしか、御本人もそうなんだけどね、プライベートのことだからと言ってというふうにあられる態度が、私はちょっと違うんじゃないかなというふうに感じました、お話を聞いていて。

○名取会長　海津委員。

○海津議員　それもプライベートですよね。家族間の問題だと私は思っています。そこのところは本当にプライベートで、もしかしたらそういうふうに誰か、結婚、婚姻をしている以外の人との関係性を持つということが、家族のバランスを取るということだってあるかもしれないし、様々な懸隔があると思うんですね。そこが家族間の問題だと思うし、そこのところに、例えば議員という立場を利用して交際を迫ったとか、何かそういう権限を使って何かをしたとか、そこはもう本当にただすべきことだけれども、そこを、当事者しか分からないことを議会が調査をして、それから審議をすることが本当に倫理条例とかのベースになるべきことなのかというのは、パワハラとかそういうのとは実際に違うわけですよね。それは明らかに法律的に禁止されている行為ですから、そこのところとはやっぱり一線を画して、私たちが合理的にやっていけるということが大事だと思いますし、あともう一つは、こうやって出てきている区民の声、あ、区議会への声というものが、全てが真実かどうかだって分からないわけですよね。出されているもとだって、もしかしたら情報も入手した経路が法律に触れるような在り方で入手している可能性だってあるわけですし、そこは私たちは慎重に慎重を重ねてやっていく必要はあると思っています。

以上です。

○名取会長　上田委員。

○上田議員　先ほどから議長とか会長に御説明いただいて、そうだなと、もちろん議員個人がしっかり倫理観を持たなきゃいけないというところは、おっしゃるとおりだなというふうに思いつつも、ちょっと引っかかるなと思ったところがあったりもします。

で、この資料２、３の他区の事例で出ている項目とかは、やっぱりやらなきゃいけないと思いますし、公職選挙法違反とか贈収賄とか、こういう資料１の２のこの大文字で書かれている部分については、確かに項目として入れるべきだというふうに思うんです。ただ、小文字で書かれている、例えばこういうことというのは、かなり細か過ぎるというふうに思っていて、特に⑻についてが、多分、今日の話なんだと思うんです。

で、やっぱり私も、公務とか議会活動と直接関係ない私生活上の問題について、品位とか倫理とかという抽象的な言葉で何か議会が裁くようなことは、ちょっと慎重にしたいって思

います。さっき海津委員もおっしゃっていましたけど、真偽が分からない問題というのもありますし、あと、私生活上の問題を取り上げていく、先ほどたかはま委員が言ってくださったように、声を上げれば取り上げてもらえる。私生活じゃなくても、それ以外も、何か誹謗中傷はほかにもありましたよね、いろいろ。何か政治活動の問題だったりとか、地域活動の問題とかでもあったと思うんですけど、そういうのとかも、大声で騒げば取り上げてもらえるかのように思われて、たくさん真偽不明の情報がやってきて、一々騒ぐというのは、やはりあまり品位のあることだと思いませんし、ましてや真偽不明の情報を私たちが分からないまま流布するようなことがあったり、また、名誉回復が不可能なところまで話を広げたりしてしまうようなことは、やはり避けたほうがいいんじゃないかなというふうに個人的には思います。そういう何か名誉棄損に議会が加担するようなことになるというのは、あまりよくないんじゃないかなというふうに思います。

山田さんがおっしゃるように、確かにみんなが不幸になるようなことはないようにしなければならないと思いますし、議員一人一人が倫理観を持たなきゃいけないのは確かなんですけれども、そういう私生活の問題については、正直言って、議会がというよりは、もう区民の皆様が選んだ議員さんと私たちは議会運営していくしかなくて、公認するかどうかというのは、政党さんが私生活も含めて人品を確認していただいて、公認するかしないか決めていただくことで、もうそれ以外はないんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○名取会長　白石委員。

○白石議員　何か話がまとまってそうで、あっちへ行ったりこっちへ行ったりして、そんなのでちょっとあれなんですけど、声の大小は関係なく、今までも私も議長を経験させていただいて、区民から来た声については、真摯にお応えできるものは、確認をし、お応えをしてきたと。ただ、その案件があまりにも多くなったので、この声に対する対応は後期から変えさせていただいたというところがあった中で、どのような対応をしていくのかというのは、先ほど議長からお聞きした内容で、僕は、事実と違うとうちの議員が言っているので、それは安心したなというふうに思っていて、ただ、そこで、今、ここに書いてある、例えば次の事項の暴行、不倫、議員の品位・信用を損なう行為、ハラスメント行為の中に入っているんですけど、ここに１回記載されたものを消すまでもないと思ってはいます。

で、今、何をそんなに、事実確認をここでしようかと僕は思ってなくて、今、あくまでも議長に確認したのは、うちの議員がそうじゃないということなので、その情報がなかったの

で、それを聞いて、ただ、多分、相手方がいらっしゃることなので、相手方の方もそれなりのことをしてくるのかしないのか分かりませんが、その対応はどこでするんですかという、こちらの委員会と、それとも議会のほうでという中で、すみ分けするのかしないのかというのをここでしっかりと、いい事例として取り上げたわけで、で、先ほど来、議長のところでは、こちらのほうで、委員会ではなくて、取り扱っていきますよということで、それはそれでいいと思うんですよ。

そこから先の話というのは、別に政治倫理条例ができたところで、本当に諮問に係るのかというのは、皆さんで話して決めるような内容だから、今まさに、ここに書かれている、わざわざ、暴行、不倫の「不倫」を取る必要性もないのかなとは思っているんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○名取会長　今、図らずも、いわゆる基準を考えましょうという話で、本当に黒いところと白いところのグレーな話のところを今議論が始まっているのかなという気がするんです。というのは、収賄だとかそういったものはもちろん駄目なのは当たり前の話なんですけれども、個人の倫理観ですとかそういったところにどのぐらい議会が踏み込めるの、ではそれをどうやって文書に落とし込むのというような格好なのかなという気が、今日の議論をしていてね、というふうには聞こえ……違う。白石委員。

○白石議員　いや違う、今、みんなで妄信しながら前に進んでいるので、今、だから、そうじゃないですというような、ここの中から「不倫」を取れというような発言であるとなったら、そこをしっかり議論したほうがいいと思うんですよ。

○名取会長　いや、今、この文書の中身の話はまだしてないですよ。

○白石議員　でも、提示された中で、第２回の報告の中で入ってきているので。

○名取会長　あ、ハラスメント・暴力等の禁止というところですか。

○白石議員　入ってきているでしょう。

○名取会長　暴行、不倫、議員の品位・信用を損なう……。

○白石議員　そこは、別に、私は一番最初に口火を切ったけど、そういうところじゃないんじゃないのかな。でも、それは家族のことだから関係ないとかね、そんな御意見とかいろいろ出てきちゃったので、でも、僕は、文京区議会としては、家族とかはそれはそうなんだけど、でも、一度書き込んだものを消すまでもないんではないのかなと思いますよ。

○名取会長　豪一委員。

○豪一議員　今日の進めている、この１番の内容だということで、拝見させてもらっているん

ですけれども、今、確かに、ハラスメント、暴行、不倫というのは多少話題になっているのかもしれないけど、例えば法令遵守とかそういうことは、ここの課題じゃなくて、実際の倫理条例の中に入ってくるじゃないですか。法令遵守という言葉の中に大体網羅されているわけだしね。具体的なことを言ったら、これだけじゃなくて、例えば飲酒運転、車も自転車もバイクも駄目だよとか、もっと書かないといけないわけですよ。だから、基本的に、具体的な内容というのは、普通の社会人として、皆さんが持っている社会上の倫理の中に、分かってないといけないことなので、特に私は書く必要がないんじゃないかというふうに考えます。

それよりも、今、資料の倫理条例検討会第１回、第２回のまとめのほうでやっていますけど、もう一つ添付いただいた、まとめていくに当たって、倫理条例の構成例のほうがあるじゃないですか。その中にもう法令遵守とかという最も大事なような言葉がまず基本としてあるわけですから、それ以上広げる必要がなぜあろうか。広げるんだったら、もっともっと広げる例はあるから、書かなくていいんじゃないかと私は考えます。

（「ちょっとごめんね。おれ、進めるあれじゃないけど」と言う人あり）

○名取会長　はい、白石委員。

○白石議員　この政治倫理条例の条例文案とは、これちょっと違っているんだろうなとおれは認識しているんだけど、まず、会長にはそれを確認したいのと。

ただ、うちらがこうやってみんなが時間を費やしてやっているのを積み上げているわけで、その議論の途中が大事で、みんなで認識しながら前に進んでいこうというところの中で、それを消すのはどうなんだろうかというところなので、その辺をちょっと、ちゃんと会長、仕切っていただかないと。

○名取会長　皆さんに御提示した資料は、１回目、２回目のまとめの資料です。その中で出た話で、そこには不倫という言葉も入っていましたよということですので、それについて、これからどうしていこうかというのをまさに議論していくところだし、今、豪一議員が言ったみたいに、法令遵守という一言の文言を入れていけばいいじゃないかというのも、それももちろん意見ですし、より具体的に書いていったほうがいいというのも意見として伺うという立場で私は進めていっていますので、皆さんから様々御意見いただきたいなというふうには思っているところであります。

はい。

○山田議員　不倫って、法令になるんですか。

○名取会長　ならないですよ。

○山田議員　でしょう。外れるので書いたほうがいいですという的なことを前回は……。

○名取会長　という方もいるということを承知しておいてください。そこはね。

（「いやいや、ちょっとあのね……」と言う人あり）

○名取会長　いやいや、直接やらないように。はい、豪一委員。

○豪一議員　不倫は犯罪じゃないけど、一応、不貞行為だから損害賠償対象になるから、一応、法律で争えるから、法令遵守の中に入ると思いますよ。それは認識をもう一回確認したほうがいいと思います。

○名取会長　金子委員。

○金子議員　ちょっと議論が、会長が今日議論しようとしている政治倫理基準の議論の具体に入っているんじゃないですかと、先ほどそういうふうに仕切られたから、うちの考えをちょっと申し上げておきますけれども、今日の検討会の資料の目的の１のところにもありますけれども、この議論の出発点は、自治基本条例の、区議会議員の品位と名誉の保持というところですよということになっております。どの地方議会でも、大体、文言上は、政治倫理条例をつくるときの文言上の出発点というのは、やはり地方議員の代表者としての品位と名誉の保持というのから始まることになっているので、文京区議会でも出発点はそれでいいんだと思うんです。

ただ、具体的に政治倫理審査会をつくり、それをどういう事案があったときに発動させるのかと。要件の話は今日いたしませんけれども、それが政治倫理基準だということで、今日、一つだけ申し上げておきたいんだけれども、この間、文京区議会でこういう議論が立ち上がってくる前提として、お中元の提供とか、それから供花や枕花の提供というのかな、を出したと。それから、商品券の授受とか、それから提灯の問題ですけれども、寄附ということで、そういうような事案が出ていると思うので、そこまでは、私の理解では、幹事長会で、先ほど言った手順、警察への相談、それから議長への報告かな、というような対応が取られて、そういうものについては、品位と名誉の保持という点で抵触する事案が出てきているというふうな状況になっています。

ですから、政治倫理基準に明確に文京区議会として明記しなければいけないのは、文言でいえば、金品の授受ということになるんだというふうに考えています。いずれか、今、幾つか例を挙げましたけれども、それは条例の文言上でいえば、金品の授受があったということであって、それについての疑いも含めてですけれども、そういうものが議会に投げかけられ

たときには、何らかの一定の要件を設けた上で、議会自ら、政治倫理審査かな、を開くというような体制を条例上取ることが必要だというふうにうちの会派としては考えています。

ほかにも、政治倫理基準として必要な類型というのはあろうかと思いますけれども、今のところ明確になっているのはその点だというふうに考えてまいりました。

１点、何か不倫という言葉がありましたけど、先ほど豪一議員が言われたように、民事上の損害賠償の対象になりますから、これは刑事罰と違いますけれども、そういう、いわゆる、やっぱり法令違反ということでなり得る。しかも、公職についている方のそういう行為については、それこそ倫理上、道徳上、言葉、何か倫理と、何かどっちかというと、難しい話になっちゃっていますけれども、いずれにしても、高い代表者としての品位と名誉ということでいえば、そういう疑いというか、そういうことがあるよというようなことが何か持ちかけられているのであれば、これまで取ってきた対応でいえば、議長などにきちっと申し開きがあって、そのことが幹事長会などで報告されるようにしていただきたいというふうに思いますので、そのことは付言しておきたいと思います。

それから、先ほどちょっと議長から、今日、何か報告したんだけど、特段何かありませんでしたということがありましたけれども、それについては、僕はちょっとそういう認識がなかったので、何のことだかよく分からない状態です、その議論については。

それから、この間、議会の受付に来て大声を出してって、そういう事案があったというふうに話が出ましたけれども、そういうことについて、たまたま私はそのことをちょっと認識してなかったので、そういうことがあって、受付の方ないしは事務局の皆さんに支障が出ているのであれば、きちっとしかるべき形で御報告いただきたいというふうに思います。でないと、ここで全部議論できませんといったのは、冒頭、私が申し上げたとおりでありますけれども、そういうものを含めて、区民の方々が、文京区議会というのが議員の倫理ってどう考えているのかというのを見ているわけですから、一応、分かるようにしていただかないと、ちょっと困るなと思いましたから、ちょっと前半の、今ありましたけど６割、７割ぐらいちょっと分からないところがあったので、そのことはちょっと申し上げておきたいと思います。

○名取会長　海津委員。

○海津議員　委員長が冒頭に言われていた、今回の、１ですね、目的のところにちょっと立ち戻ってお話を最後にさせていただきたいと思うんですけれども、もちろん、自治基本条例の品位と名誉を保持ということは大事だと思います。でも、先ほどたかはま委員のほうからも出ていましたけど、豊島区なんかでは、やはり著しく影響を与えるとか、そういう品位と名

誉を保持という意味がきちっとこの中に書き込まれたほうがいいと思うんです。例えば墨田区とか豊島区は、いやしくもその権限又は地位に基づく影響力を不正に行使して、自己又は特定の者の利権を図ることのないような措置を講ずるというふうに、この品位とか名誉というものが何を意味しているのか、それが冒頭に来て、以下の具体的な行為とか、その対象というものに通じたほうが分かりやすくなると思うので、そこはまたこれから一考していっていただければいいなというふうに私は思っています。品位と名誉というのは、自治基本条例はいいんだけど、この先がやっぱり違うじゃないですか。やっぱりそこのところがはっきり分かったほうがいいというふうに思いますので。

以上です。

○名取会長　宮本委員。

○宮本議員　ありがとうございます。この政治倫理基準のところなんですけれども、私たち公明党の考えなんですけれども、たまたま都議会の倫理条例をちょっと勉強している中で、先ほど金子さんがおっしゃっていましたが、公職選挙法であるとか政治資金規正法、こういった関連の法はしっかりと明記したほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

それから、その上で、都議会の条例の第１番目に、次に掲げる政治倫理基準の第１項目に、議員の品位又は名誉を損なう行為により、都民の議会に対する信頼を損ねてはならないことと掲げてありまして、これは目的の中の、先ほどおっしゃっていた、自治基本条例の中にもやはりこの品位と名誉ということは出てきますので、ここは基準の中に明記しておくことも必要ではないかというふうに考えたところでございます。

あと、これは若干ずれるんですけれども、気になったのは、議会の役割の中に、議会が区民に対する説明責任を果たしというふうに明記されているんですけれども、議会が果たすのではなくて、議員が説明責任を果たすということではないかなというふうに思います。

以上でございます。

○名取会長　それは東京都のやつですか。はい。今回の資料には載ってない話ですよね。

○宮本議員　政治倫理基準に何を含めるべきなのかなということを勉強する中で。

○名取会長　ということですね。はい、ありがとうございます。

ほかは、何か意見。白石委員。

○白石議員　これ事務局に聞きたいんですけど、この自治基本条例をつくるときに、議会が介入して入っていった中で、最終的に区議会のこの欄をつくったと思うんですけど、そのときの当時の先輩たちの議論というのがあって、この文章が生まれていると思うんですが、その

議事録って残っていますかね。

○事務局　すみません、確認しておきます、次回までに。

○名取会長　ほか、何か言っておきたいこと。はい、たかはま委員。

○たかはま議員　先ほどの論点とちょっと重なっちゃうんですけれども、私としては、議員の私生活に関わることは扱うべきではないというふうに考えています。ここのルールづくりをした先で、政治倫理審査会、委員会を設けて裁くじゃないですけれども、公式な場で調べるわけじゃないですか。ただ、強制的に調査する権限を持っているわけじゃない中で、プライベートのことを語らせるというのは、非常に限界がある。違法行為とはまた違うものなのかなというところは慎重に扱うべきだと思いますので、私はプライベートは反対です。

それと、今後ちょっと皆さんと一緒に議論させていただきたいなというのが、条例の対象とする具体的な行為の２番で、無許可の宣伝行為の禁止というところ、これって我々の政治活動にちょっと触れてくるところってあると思うんですよね。例えば音量だとか、壁にポスターを貼るとか、街頭での宣伝とかというところを全部、これが違法だというような言い方をしてしまうと、政治活動の自由というところに触れてこないかなというのはすごく心配でした。

ほかのところの、ここの例示してあるのは、これは明らかに駄目だよねというのが、頷きながら見ていた中で、(2)だけは、これはどういうことなのかなという……。

○名取会長　ということですよね。調べておきます。２番については、どういうことを指しているのかということは。ほかの部分は、大体、もうみんな当たり前で、守るべきということだろうなと思うんですけど。

分かりました。主催者に無許可で、場所を取って宣伝行為をしていたという事例があったということらしい。主催者に無許可でというのがあったということらしいです。はい。

（「……ありがとうございました」と言う人あり）

○名取会長　副委員長は何かございますか。大丈夫。

どうぞ、海津委員。あと10分ぐらいです。

○海津議員　２の(3)のところで、会議室使用料の負担というのが入っているんですけど、これ政務活動費で区政報告会とかするときって、会議室を取ったりします、それも駄目ということなんですか。これちょっとよく分からない。

○名取会長　ここにつきましては、区民の声で以前来たやつで、通常の政治活動とかを禁止するということではない。公職選挙法の違反に当たる可能性があるということの例です。

皆さん、よろしいでしょうか。あと10分ありますけれども、議論が尽くしたのであれば、今日は大変内容の濃い１時間を過ごさせていただいたと思います。今日のこれをまとめて、また委員の皆様には資料として提供させていただきますので、次回どこまで進めるかということも含めて、検討したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

この次の段階としましては、その基準をどの程度の実効性を持たせるかということで、具体的には、住民とか議員による調査請求だとか、政治倫理審査会とか、議会の措置というような、こういうものが、基準が決まりましたとした場合ですね、それに抵触するんじゃないかといったときに、それをどの会議体でどういうふうに議論していくのかというところも皆さんから意見を伺いたいと思いますので……言っている意味分かりますか。

（発言する人あり）

○名取会長　いやいや、だから、その前に基準を今日のでまとめて、これでいいかどうかというのも含めてですよ。まとめて、大体、皆さんの思いは入れ込むつもりでいますので、入れ込んで、箇条書きにして、こういうのを入れたほうがいいんじゃないかというようなものは作りたいと思っていますので、それができた上で、次の段階で、それを審査する場所というのをどうやって考えていくか、審査というか、場所をどうやって考えていくか、その議員の何分の１の賛成がなきゃできないよとか、そういうルールづくりをどうやっていくかということに行くと、また一歩前に進めるというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で第３回の……あ、今日、発言してない浅田委員、どうぞ。

○浅田議員　これ、みんなで議論しているわけじゃないんですけれども、先ほど来、私的なことという言葉があるじゃないですか。これについて、それは私的なことだということで片づかない問題もやっぱりあると思うんですよ。それは、議員という看板があって、区民の方がある意味安心するとか、あるいは信頼するとかということがあって、で、対応していただくと。しかし、ちょっと抽象的になりますけれども、最近よく見かける方が皆さんにいろんな情報を流したりもしているじゃないですか。私のところには、それとは違うところからやっぱり相談事があるわけですよ。全くそっちの関係じゃないところ。それも、今、皆さんが言っているような私的なジャンルになるとは思うんですけれども、聞けば、相手が議員だからということで安心していたら、やっぱりいろいろあって、今はもう家庭崩壊の状況にあるというような話もされたりもしているわけなんですよね。では、それはもう私的なことだから、いろいろ意見あるんだったら民事でやってくださいというふうになるのかといったら、私は

それもちょっと違うと思うんですよ。

で、今回、この会議体をつくるというのは、そもそもでいえば、お葬式に花を出したら、いかがなところから始まって、いやいや、いろんな問題があるよということになってきていて、それだったらきちっと改めて文京区らしい立派なものをつくりましょうということで、今、集まっているわけじゃないですか。そのときに、いや、これは私的だからということで整理されない問題も、やっぱり現実に私はあると思うんです。ですから、そのことについては、せっかくの会議体ですから、やっぱり私は基準というものもつくったほうがいいんじゃないかというふうに思います。ちょっと具体的な案は今ないんですけれど、それについては、ちょっと意見として申し述べておきます。

○名取会長　ありがとうございました。

次回の開催予定日ですが、11月定例会の初日の本会議終了後となりますので、それまでには、もちろん事務局から資料等は送らせていただきますので、検討しておいていただければと思います。

○名取会長　それでは、これにて政治倫理条例検討会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後　４時０５分　閉会